令和８年度　みやざき材の家づくり普及促進事業　募集要領

令和 8 年 7 月 31 日
みやざきスギ活用推進室

第１　事業概要等

１　事業内容

みやざき材（※1）を活用した住宅を普及させるための PR 活動に要する経費に対して、助成する。

※１　「みやざき材」とは、県産材かつ合法木材をいう。

２　補助対象者

みやざき材の家づくりネットワーク部会会員、みやざき材の家推進工務店（産直団体含む。）

３　補助対象経費

次に掲げるみやざき材を活用した住宅を普及させるための PR 活動に要する経費（ただし、旅費、使用料及び賃借料、役務費、需用費、賃金、謝金に限る。）とする。

（１）　住宅建築希望者を対象としたみやざき材を活用した住宅（次の要件を全て満たすものに限る。（２）においても同じ。）の見学会の開催

①　当該住宅の建築に使用した製材及び集成材の総量の 80%以上が県産材（※１）かつ合法木材（※２）であること。

②　構造材（柱、梁、桁）又は木質化した内装に使用した部材等が目視できること。

③　みやざき材を活用した住宅の見学会であることを、見学会開催地においても来場者にわかるよう示すこと。

※１　「県産材」とは、県内で生産、加工された木材をいう。ただし、県内で加工することが困難であると認められる木材を使用する場合は別途協議のうえ決定する。

※２　「合法木材」とは、森林に関する法令に照らし適切に手続きされて流通している木材をいう。

（２）　広告、イベント等によるみやざき材を活用した住宅の魅力を発信する広報活動（次の要件を満たすものに限る。）

雑誌等の広告媒体を活用した広報活動については、みやざき材を活用したことがわかる写真等を掲載するとともに、魅力を発信する内容の掲載とすること。

４　補助率等

補助対象となる費用の 3 分の 1 以内。補助上限額は 20 万円とする。ただし、産直団体については上限を 40 万円とする。

第２　事業の応募手続き

１　募集期間

募集締切りは令和８年 11 月 27 日（金）とする。ただし、予算の状況によっては、募集期間中に終了する場合又は募集締切り後に二次募集を行う場合がある。

2　提出書類

事業実施を希望する場合は以下の書類を提出すること。

（1）　事業計画書（みやざき材の家づくり普及促進事業補助金交付要綱別記様式第１号）

（2）　補助対象経費が確認できる見積書等の写し

3　提出方法

持参又は郵送、メールにより提出すること。郵送した場合は、届いたかどうかの確認を電話にて行うこと。

4　提出先

第５　問合せ先に同じ

第３　補助事業者の決定

1　事業の審査

（1）　県は、提出された事業計画書等の内容について審査を行い、必要に応じて事業内容の詳細を把握するため、ヒアリングを実施する。

（2）　県は、事業内容を適当と認めたときは、事業実施主体へ補助予定額を内示する。

2　採択基準

（1）　本事業の実施に係るその他の事務について、適切な管理体制及び対応能力を有すること。

（2）　本事業の実施にあたり必要な知識等を有すること。

（3）　事業計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

第４　その他

1　要望が多数の場合は、事業の採択ができない場合がある。また、補助金額の調整を行う可能性がある。

2　原則として、補助対象事業は交付決定を受けてからの着手とする。

3　本募集要領のほか、みやざき材の家づくり普及促進事業補助金交付要綱及びみやざき材の家づくり普及促進事業実施要領等によること。

第５　問合せ先

宮崎県　環境森林部　山村・木材振興課

みやざきスギ活用推進室　木材利用拡大担当（担当者：宮内、佐藤）

住　所　〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東２丁目１０番１号

電　話　０９８５－２６－７１５６

ＦＡＸ　０９８５－２８－１６９９

メール　miyauchi-otowa@pref.miyazaki.lg.jp